

第 1 1 章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる許認可等は以下のとおりである。

- ・一般廃棄物処理施設設置許可申請（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項）
- ・ばい煙発生施設設置届出（大気汚染防止法第 6 条第 1 項）
- ・特定施設設置届出（ダイオキシン類特別措置法第 12 条第 1 項）
（水質汚濁防止法第 5 条第 1 項）
- ・特定施設設置届出（下水道法第 12 条の 3）
- ・建築確認申請（建築基準法第 6 条第 1 項）
- ・建築基準法第 51 条ただし書きの許可
- ・工事計画届出（電気事業法第 48 条第 1 項）
- ・クレーン設置届（労働安全衛生法第 38 条）
- ・エレベータ設置届（労働安全衛生法第 88 条第 1 項）
- ・消防設備等設置届出（消防法 17 条の 3 の 2）
- ・火を使用する設備等の設置の届出（堺市火災予防条例第 85 条）
- ・少量危険物・指定可燃物 貯蔵・取扱い届出書（堺市火災予防条例第 88 条関係）
- ・省エネルギー計画書の届出（エネルギー使用の合理化に関する法律第 15 条の 2 第 1 項）
- ・航空障害灯及び昼間障害標識の設置について（届出）（航空法施行規則第 238 条）